

奈良県通学通園路安全確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子どもを狙った犯罪や子どもが犠牲となる交通事故の絶無を図るため、市町村に対し、犯罪及び交通事故の起きにくい安全な通学通園路等の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通学通園路等」とは、子どもの通学通園路、未就学児を含めた子どもが日常的に集団で移動する経路及びその周辺の公共空間をいう。ただし、補助事業の趣旨に鑑み、鉄道駅の構内、商業施設及び駐輪場・駐車場等を含まないものとする。
- (2) 「地域防犯活動団体」とは、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、地域において防犯活動を行う自主防犯組織、町内会、自治会、PTA及びその他一定の区域の住民が組織する団体をいう。
- (3) 「関係機関による通学路合同点検」とは、市町村の「通学路交通安全プログラム」、又は「登下校防犯プラン（平成30年6月22日登下校時の子供の安全に関する閣僚会議決定）」に基づいて、市町村が定期的又は緊急的に、関係機関（学校、道路管理者、警察、地域防犯活動団体等をいう。）と合同して行う点検及びその結果を踏まえた対策の検討をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う市町村
- (2) 補助対象事業を行う地域防犯活動団体に対して補助金を交付する市町村

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、関係機関による合同点検又はそれに準じた点検の結果、犯罪及び交通事故の起きにくい安全な通学通園路等の整備のために市町村が実施し、知事が必要と認めた事業であり、国、県等の他の補助金等の交付を受けていないものとする。

- 2 前項の事業については、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業を対象とする。

- (1) 占有許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占有許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。
- (2) 事業を実施する地域において住民の合意形成がなされている事業又は事業開始までにその見込みがある事業であること。
- (3) 防犯カメラ及び子供見守りシステム（以下「防犯カメラ等」という。）の整備を含む事業にあつては、当該防犯カメラ等の設置目的、運用方法等について基準が定められていること又は防犯カメラ等の運用開始までに定められる見込みがあること。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、奈良県通学通園路安全確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があつた場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に対し通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、事業

変更承認申請書（第4号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第11条に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、変更等の承認をするものとする。

（軽微な変更）

第11条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 経費配分の20%以内の変更
- (2) 補助金額の30%以内の減額

（指示及び検査）

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県通学通園路安全確保支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績調書(第7号様式)
- (2) 収支精算書(第8号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3) 第12条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費	補助率	補助限度額
<p>(1) 防犯カメラ（その機能を果たすためのポール、モニター、録画装置、防犯カメラを設置していることを周囲に知らせるための表示板等を含む。）、防犯灯、防犯情報等の発信、注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備に係る費用</p> <p>(2) 電柱幕、横断旗、ストップマークその他交通事故の抑止に資すると認められる設備の整備に係る費用(ただし、道路管理者が行うべき交通設備の整備費用は除く。)</p> <p>(3) 子ども見守りシステム（子どもが持つ端末機器、電子タグ、携帯電話等を活用し、子どもの安全を確保するための情報通信システム）の整備に係る費用</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(上限)</p> <p>1校区あたり30万円</p> <p>(下限)</p> <p>1校区あたり10万円</p>

第1号様式（第6条関係）

略

第2号様式（第6条関係、第9条関係）

略

第3号様式（第6条関係、第9条関係）

略

第4号様式（第9条関係）

略

第5号様式（第9条関係）

略

第6号様式（第14条関係）

略

第7号様式（第14条関係）

略

第8号様式（第14条関係）

略

第9号様式（第15条関係）

略